



資料編



第2次高梁市医療計画策定経過

(令和6年)

6月10日	第1回高梁市医療計画検討委員会の開催 ・第2次高梁市医療計画の策定方針について ・高梁市の地域医療に関するアンケート調査項目等について
7月25日 ～8月9日	高梁市の地域医療に関するアンケート調査の実施 対象：市民、市内医療機関、医療従事者、関連専門職、県内看護学生
9月30日	第2回高梁市医療計画検討委員会の開催 ・高梁市の地域医療に関するアンケート調査結果について

(令和7年)

1月20日	第3回高梁市医療計画検討委員会の開催 ・第2次高梁市医療計画（素案）について
1月28日 ～2月14日	パブリックコメントの実施 高梁市医療計画庁内検討委員会への意見聴取（書面）
2月17日	高梁市議会全員協議会の開催
2月25日	第4回高梁市医療計画検討委員会の開催 ・第2次高梁市医療計画（案）について ・パブリックコメントの結果等について



高梁市医療計画検討委員会設置要綱

平成29年6月1日

告示第129号

(設置)

第1条 本市における将来を見据えた地域医療体制の充実を図ることを目的として、高梁市医療計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討するものとする。

- (1) 高梁市医療計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の具体的事項に関すること。
- (3) 計画の進捗状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に必要なこと。

(構成員)

第3条 委員会の構成員は、委員及びアドバイザーとする。

2 委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 保健及び福祉団体関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 アドバイザーは、医療に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、委員又はアドバイザーが欠けた場合における補欠の委員又はアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及びアドバイザーは、再任することができる。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、必要に応じて委員及びアドバイザー以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りではない。

(専門部会)

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について調査及び研究するため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が委員の中から指名した者で構成する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会を代表し、総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報酬等)

第7条 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年高梁市条例第35号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域医療連携課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(高梁市地域医療福祉検討委員会設置要綱の廃止)

2 高梁市地域医療福祉検討委員会設置要綱（平成25年高梁市告示第176号）は、廃止する。

附 則(平成30年6月8日告示第125号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日告示第28号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



附 則(令和4年3月30日告示第65号)
この告示は、令和4年4月1日から施行する。



高梁市医療計画検討委員会委員名簿

◎：会長
○：副会長

区 分	所属・役職名	氏 名
学識経験を有する者	吉備国際大学 学長	◎河村 顕治
医療機関関係者	一般社団法人高梁医師会 会長	○仲田 永造
	医療法人清梁会高梁中央病院 理事長	戸田 桂介
	医療法人慶真会大杉病院 理事長	菅田 吉昭
	さきがけホスピタル 院長	樋口 裕二
	高梁市国民健康保険成羽病院 院長	眞壁 幹夫
	高梁市国民健康保険成羽病院附属 川上診療所 所長 (社会福祉法人旭川荘常務理事)	菅原 英次
	一般社団法人高梁歯科医師会 会長	中田 公人
	岡山県薬剤師会高梁支部 支部長	河上 俊彦
	公益社団法人岡山県看護協会高梁支部 副支部長	高下 公美子
保健及び福祉団体関係者	NPO法人岡山県介護支援専門員協会 高梁支部 支部長	山根 由美
市議会議員	高梁市議会議員（市民文教委員会委員長）	小林 重樹
関係行政機関の職員	備北保健所 所長	宮原 勅治

アドバイザー

所属・役職名	氏 名
川崎医療福祉大学 医療福祉経営学科 特任教授	浜田 淳



高梁市医療計画庁内検討委員会設置要綱(内規)

平成29年6月1日

(設置)

第1条 高梁市医療計画(以下「計画」という。)の策定及び進行管理について、必要事項を検討するため、高梁市医療計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定又は変更に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定又は変更に関し、関係部署間の調整に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長を、副委員長は健康福祉部長を、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、議事に応じ、委員を特定して会議を招集することができる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務を円滑に行うため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充て、必要により関係機関の職員の参画を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、地域医療連携課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。



附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書企画課長、理財課長、都市整備課長、市民課長、住もうよ高梁推進課長、有漢地域局長、成羽地域局長、川上地域局長、備中地域局長、健康づくり課長、福祉課長、こども未来課長、健幸長寿課長、地域包括支援センター所長、社会教育課長、警防課長、成羽病院事務局長

別表第2（第5条関係）

秘書企画課、理財課、都市整備課、市民課、住もうよ高梁推進課、有漢地域局、成羽地域局、川上地域局、備中地域局、健康づくり課、福祉課、こども未来課、健幸長寿課、地域包括支援センター、社会教育課、警防課、成羽病院事務局の各職域から2名以内